

# 第85回 佐用町議会〔定例〕会議録（第4日）

平成30年12月14日（金曜日）

出席議員  (14名)	1番	金 澤 孝 良	2番	児 玉 雅 善
	3番	加 古 原 瑞 樹	4番	千 種 和 英
	5番	小 林 裕 和	6番	廣 利 一 志
	7番	竹 内 日 出 夫	8番	石 堂 基
	9番	岡 本 義 次	10番	金 谷 英 志
	11番	岡 本 安 夫	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	山 本 幹 雄
欠席議員  (名)				
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	服部憲靖	税務課長	山田裕彦
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	長峰忠夫
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	竹内秀夫	三日月支所長	服部吉純
	会計課長	大永克司	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	安東文裕		
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

### 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 84 号 播磨高原広域事務組合規約の変更について  
日程第 2. 議案第 90 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について  
日程第 3. 議案第 91 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 4. 議案第 92 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 5. 議案第 93 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 6. 議案第 94 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 7. 議案第 95 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 8. 議案第 96 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 9. 議案第 97 号 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 10. 議案第 98 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 11. 議案第 99 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 12. 議案第 100 号 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）について  
日程第 13. 議案第 102 号 工事請負契約の締結について（佐用町水道施設通信設備改良工事）  
日程第 14. 議案第 103 号 佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 15. 議案第 104 号 佐用町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 16. 議案第 105 号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 17. 議案第 106 号 佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第 18. 議案第 107 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）について  
日程第 19. 議案第 108 号 平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 20. 議案第 109 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 21. 議案第 110 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 22. 議案第 111 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 23. 議案第 112 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 24. 議案第 113 号 平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 25. 議案第 114 号 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 26. 議案第 115 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）について  
日程第 27. 議案第 116 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）について

日程第 28. 議案第 117 号 平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 3 号）について

日程第 29. 議案第 118 号 平成 30 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）について

---

午前 09 時 30 分 開議

議長（山本幹雄君） おはようございます。

早朝より、皆様おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、直ちに日程に入ります。

---

日程第 1. 議案第 84 号 播磨高原広域事務組合規約の変更について

議長（山本幹雄君） それでは、日程第 1、議案第 84 号、播磨高原広域事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案件につきましては、12 月 4 日の本会議で提案に対する当局の説明は終了し、教育委員会への意見聴取については、本日配付の回答のとおり、異議ありませんとの意見をいただいております。

それでは、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10 番、金谷君。

10 番（金谷英志君） このたびの規約改定で、どういうふうに組合が変わってくるかということをお聞きしたいんですけども、まちづくりにおける関係市町、その他関係機関等との調整に関することとあるんですけども、これまで議会ではありませでしたけれども、新都市協議会の中で、県の企業庁なりも含めた、そういう議論もされてきましたけれども、改めて、この組合規約に関係市町との調整に関することということが入りましたことによって、関係市町、県の企業庁なりを指していると思うんですけども、それについては、どういうふうが変わってくるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） この一部事務組合、当初、設立をされた目的というのは、科学公園都市のつくっていくという、建設をしていく、そういうことが主な目的。その後、インフラ施設、水道や下水道、そういうものを管理をする。それから、教育委員会、学校がありますので学校。佐用町は、一応、生徒おりませんので教育委員会に入っておりませんけれども、そういうものを管理していくという、そういう目的で、これまで運営をされ、さらに当然、規約には入っておりませんでしたけれども、その後のまちのまちづくりについても、組合としても、まちのにぎわいづくり、そういうことにも企業庁と一緒に協力をして

きたと。

ただ、まちびらき 20 周年、20 年を経て、企業庁の考え方としては、第 1 工区の熟成をさらに図りたいと。ただ、第 2 工区、第 3 工区については、もう休止をするという形で、今現在のまちづくりの中で、一番これから大事なのが、あそこは 3 町、私ところは一部しか入っていませんけども、そうした、それぞれ市、町との行政区が分れておりますから、その中での科学公園都市内に住む方々の、科学公園都市としての一体感ですね、そういう活動を、さらに進めていかないと、科学公園都市の魅力というものが、なかなか今、発揮できていないと。そういうことへのまちづくりに対して、企業庁も力を入れたいというのが、このところ企業庁独自でも働きかけて、住民活動、コミュニティ活動、そういうことに一緒に力を入れていきたいということで、住民の方々もああして年末のまちづくりのためのお祭りというような町の中での自主的な町民のお祭りというようなこともされ始めてきたと。

そういうことを、さらに支援していくために、どうしても既存のそれぞれの町の行政だけでは、なかなか、その住民との意思疎通というところが十分できていないところがありますので、組合として、そういう住民活動にも、さらにかかわってほしいというのが、考え方があります。

組合としても、さらにそこに住民、いろんな行政の窓口として、新たな窓口をつくったり、担当者を増やすということまでは、当然、考えておりません。

ただ、施設にしても限られた中での施設で、新たな建設、新たな拡張ということが、今、当面考えられない中で、組合の職員としての業務としても、そういう面にも力を入れていくということ。このことは、まちづくりの上で大事ではないかなということ。そういうことを、構成町で協議をして、こうした条例にも文言を入れて、さらに目的を明確化しようという形になったところであります。以上です。

議長（山本幹雄君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。まず、反対討論からありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 84 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 84 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 84 号、播磨高原広域事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 2．議案第 90 号 平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 4 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 2 に入ります。

日程第 2 から日程第 12 までにつきましては、12 月 4 日の本会議で、提案に対する当局の説明は終了しております。順次、質疑、討論、採決を行いますので、よろしくお願ひし

ます。

それでは、日程第2、議案第90号、平成30年度佐用町一般会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） ページ7ページ、一番下の40目の災害復旧費で1,340万円。これ入のところですね。

そして、出のところで17ページの同じく1,400万円少のう。これは、前の説明の時に、精査ということでございますけれど、中身的に、どういう部分が変わっていったんかということをお示してください。

議長（山本幹雄君） 誰が答弁。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） この災害復旧債でございますけれども、これにつきましては、工事の進捗状況いいますか、査定を受けたり、あと町内で町が実施する災害復旧事業、小災害の復旧事業ということで、工事のほうの、今、金額のほうをつかんできております。当初の予定でございますと概算で上げさせていただいておりましたので、差がございました。

で、災害復旧債につきましては、今回、復旧債の率ですね、そのへんが定まってきたというのと、工事のほうは、まだ、完成しているわけではございませんので、今後、変更増という可能性もございますので、一旦、災害復旧債を減額してしまいますと、大幅に減額しますと、再度、増加するということが困難ということがございまして、出のほうを落として、復旧債の入のほうは落とさずに残しているといったような状況が生じております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本義次君。

9番（岡本義次君） そしたら、個別全体の中で、精査の中で、こういう数字が出てきたと。こういうことやね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） はい。それぞれの分を積み上げていった中で、あと見込み等も

踏まえまして、こういった結果となっております。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 10 番、金谷英志君。

10 番（金谷英志君） 15 ページの教育費、小学校費の小学校施設整備費の中で、工事請負金 8,900 万円の減額の要因と、それから、三日月小学校については、エアコンがまだと  
ういこと。三日月小学校の財源はどうなるのでしょうか。

〔教育課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、谷口教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） お答えいたします。

今回、12 月補正、空調に関しまして、この件に関しましては、これまで全員協議会の中で、現在の空調の設備の工事の進捗。あるいは、今後の予定を含めて、8 月、11 月と町長のほうから説明があったわけですが、改めて、少しわかりにくいので、全体の空調設備の全体事業の全容と、今のご質問に関してのお答えをさせていただきたいと思いません。

まず、空調設備に関しましては、この本年度の当初予算、3 月実施予定ということで、小学校 3 校分について予算を計上いたしておりました。これが 1 億 1,100 万円。

それで、結果的に、3 月の予算審議をしていただいた後に、国の一次補正で、前倒して 4 校分、三日月小学校を除く 4 校分の補正、1 次補正ということで、採択がございまして、平成 29 年度の第 7 号補正で、当初予算審議の後に、提案をさせていただきました。

結果的には、三日月小学校を除く佐用、利神、上月、南光につきましては、平成 29 年度事業ということで、平成 30 年度に繰り越しをして実施をいたしました。ですから、この平成 30 年度当初予算の小学校費 1 億 1,100 万円というのは、基本的には使わずに、平成 29 年度の事業で繰り越して実施したと。

それで、今回、国の中で、秋の臨時国会で熱中症対策という中で、急遽、1 次補正ということで、ほぼ三日月小学校に関しても、事業採択ができるということになりましたので、今回、三日月小学校分に関しましてのみ残して、いわゆる当初に予算計上いたしました佐用、上月の分につきましては削除して、三日月小学校分のみ今回残しておるという状況でございます。

財源につきましては、当初予算では、まずは事業メニューとして、学校施設環境改善交付金事業ということで、当初、3,700 万円を見込んでおり、補助裏には合併特例債を充てるという予定にしておりましたが、この学校施設環境改善交付金事業ではなしに、今回は、事業メニューとしましては、この歳入のほうをご覧いただいたらおわかりになるかと思うんですが、歳入の 6 ページ、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金というメニューを 1 年限りで国が創設されまして、補助金に関しては、こちらのほうで対応させていただくということになります。

それから、補助裏につきましては、当初、合併特例債を予定しておりましたが、合併特例債につきましては、発行残額もわずかになっており、他の事業に使いたいということで、

財政措置的には、ほとんど変わらない補正予算債というのを補助裏として活用いたします。

ですから、今回、合併特例債分は削除し、補正予算債を活用していただくということになってございます。

[金谷君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、10番、金谷君。

10番（金谷英志君） もうひとつ、ようわからんというところがあるんですけども。

この補正予算で言われる、いわゆる8,900万円の減額の理由が、もうひとつ、よくわからないというところがあるんですけども、その三日月小学校を除くから、除いて、三日月小学校分が先ほど言われた補正予算債なんかを使うから、そういう理解でよろしいのでしょうか。

[教育課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、谷口教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） すみません。

非常に複雑でして、まず、1億1,100万円というのが当初予算、学校3校分を計上しておりました。

それで、今回、三日月小学校に関しましては2,200万円の工事予定をしておりますので、当初の1億1,100万円から2,200万円を引いて、残りの8,900万円が今回不要ということになってございます。

10番（金谷英志君） はい、わかりました。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡きぬゑ君。

13番（平岡きぬゑ君） 今回の関連なんですけど、7ページの教育債、補正予算債、合併特例債と遜色ないというか同じようなものだという、今、簡単な説明だったんですけど、ちょっと、補正予算債について、もう少し説明お願いできますか。

[教育課長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、谷口教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） まず、合併特例債の財源措置に関しましては、95パーセントの充当で、元利償還金に対して交付税算入率が70パーセント、ですから、いわゆる財政措置率としては、約66パーセント、ほとんど財政措置率になります。

補正予算債に関しましては、補助裏に関して100パーセント充当可能ということで、交付税算入率が60パーセント。ですから、財政措置率としては60パーセントという内容になってございます。



議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡君。

13番（平岡きぬゑ君） ちょっと、今まで、よう見つけなかったのかもしれないんですけども、この補正予算債というのは、これまでも活用されたことはあるんですか。今回、初めてですか。そのへんもお願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、森下総務課長。

総務課長（森下 守君） 今現在で起債のほうで借りている一覧表、こちらのほうで把握しておりますけれども、その中には、今現在の起債の償還ではございません。

13番（平岡きぬゑ君） わかりました。

議長（山本幹雄君） よろしいか。  
ほか質疑ありませんか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本君。

9番（岡本義次君） 10ページ、20目、その一番下のところで、3,360万8,000円、こういう補正増えたわけですけど、その中で説明、障害者サービス費、これが3,000万円。それから、その下が障害児通所支援事業ということで220万円上がってございます。この増えた要因についてと、中身的に、どういう支援とかサービスをしたのか。そして、該当者は何人ぐらいおってんかということをお示してください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） まず、平成30年度の障害福祉サービス並びに障害児通所サービス事業なんですけれども、平成30年度から採用されます報酬について、大幅な改定がございました。それにつきましては、平成30年2月ぐらいな時期にお示しになりまして、それで当初予算を予算要求する段階におきましては、その詳細な内容がわからないということでございまして、その関係で、まず、増額となっております。

それと、あと障害福祉サービスにつきましては、佐用町内で居宅介護でありますとか、生活介護、短期入所等の補助事業が16の事業がございまして、それらの事業につきましても、予算要求をする段階と、実際に今年、10月までにご利用になられた人数とが増えてお

る事業があるという関係で増えておりますし、また、利用になられます障害者の方が高齢化になったりとか、あと障害の程度が重度になったりというようなことで、そういった要因によりまして増額になっております。

それで、内容でございますけれども、大きく増額になっておる事業といたしましては、まず、障害福祉サービスにつきましては、生活介護、こちらのほうが当初予算で 95 人の方を見込んでおったんですけれども、今年、10 月の段階で 5 名増えて、100 人の方が今現在ご利用になられております。その関係で、1,590 万円ほど、その事業について増えております。

短期入所事業、こちらにつきましては、当初 8 名が 10 名ということで、約 300 万円。それから、施設入所、こちらについては、当初 63 人を見込んでおったんですけれども、65 人の実績ということで、2 名の増で、おおむね 700 万円ぐらいというようなことで、それぞれ、あと細かな事業ごとに当初予算の時点での利用人数と、10 月末現在の利用人数を比較をいたしまして、不足する部分で障害福祉サービスにつきましては、3,138 万 2,000 円増額を予算計上させていただいております。

続きまして、障害児通所支援事業でございますけれども、こちらにつきましては、事業メニューとしては、4 事業ございます。その中で、放課後等デイサービス事業というのがあるんですけれども、そちらにつきましては、当初、利用見込みを 23 名で見込んでおりましたが、10 月現在で 32 名ということで、9 名の増になっております。こちらにつきましては、円光寺のところに、つぼみという事業所が平成 29 年 4 月に開設をしておるんですけれども、そういう事業所があるということが周知されまして、特に、今年、平成 30 年の夏休みとかに利用される方が多くなったというような要因で 220 万円の増を予算要求させていただいております。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。  
ほかありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 6 番、廣利一志君。

6 番（廣利一志君） 関連です。

先ほどの、その障害福祉サービス費ですけども、そのメニューの中の障害者の就労支援というところについて、どれだけ増えているのかと。

で、小野の駅えん花園の分についての増について示してください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） ご説明いたします。

就労継続支援 B 型でございますけれども、当初予算の段階では 36 名を見込んでおりました。それで、10 月末の段階では、39 名ということで、こちらにつきましては、小野の駅えん花園さんだけではなくて、ほかのはなさきむらさんとか、そちらのほうの就労継続支援 B 型を利用されている方も含めての人数でございます。

それで、B 型につきましては、おおむね 90 万円ぐらい不足するということで、予定を

しております。

それで、えん花園の施設だけの方につきましては、えん花園でどれぐらい増額になるかというところまでは細かに見ていないんですけれども、11月現在で利用されている佐用町内の利用者の方の人数が8名いらっしゃるということで、当初と比べましたら人数は増えております。

それで、それぞれの報酬につきましては、利用者の方が1日何時間利用されるか。月に何時間利用されるかというようなことで、報酬のほうが変わってくるということでございますので、先ほど、言いましたように、ちょっとえん花園で幾ら増える見込みということまでは把握をせずに、全体の中で90万円ぐらい不足するので上げさせていただいているということでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔廣利君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、6番、廣利君。

6番（廣利一志君） 90万円の増ということで、えん花園の分については、詳細わかりませんが、後ほどこれ、ちょっと数字を示していただきたいなど。

議長（山本幹雄君） できますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、長峰健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） ちょっと、事務所のほうに戻らないと、すぐには…

6番（廣利一志君） はい、いいです。

健康福祉課長（長峰忠夫君） 後ほど、また。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本義次君。

9番（岡本義次君） 13ページのところで、15項の10目ですか、シカ緊急捕獲拡大事業負担金のやつで、160万円ほど出ていますけれど、この分について、今、直近値でよろしいので、鹿とイノシシ、何ぼぐらい捕獲されたのか教えてください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 大変、申し訳ございません。この補正につきましては、狩猟期の件数だけでございますので、本日、本年度の数値は持ってきておりません。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

9 番（岡本義次君） 後で教えて。

議長（山本幹雄君） 後で出るか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 狩猟期の前までの数値でございましょうか。

〔岡本義君「いやいや、今年な」と呼ぶ〕

議長（山本幹雄君） 待って。9 番、岡本義次君。

9 番（岡本義次君） 今年とれた分で、今、直近でわかる数字を教えてくださいということ。とっとる分。今のね。まだ、ずっととっていきよんだろう。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、衣笠農林振興課長。

農林振興課長（衣笠俊博君） 狩猟期以前の分ですと統計のほう出ますけれども、狩猟期の分につきましては、今現在、まだ、狩猟期中でございますので、これの集計は出すことはできません。

今、補正の見込みといたしましては 1,230 頭というこいで、これは上げております。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論は、まず、反対討論からお願いします。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 90 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 90 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 90 号、平成 30 年度佐用町一般会

計補正予算案（第4号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第3．議案第91号 平成30年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第3、議案第91号、平成30年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡きぬゑ君。

13番（平岡きぬゑ君） 歳出の4ペーシで、50款、諸支出金、その中の20目、償還金で補正額4,564万1,000円上がっていますが、主なものとして、療養給付費等負担金返還金ということで4,416万3,000円、この内容というか状況について、説明お願いしたいんですが。

〔住民課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 敏蔭住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 返還金4,416万3,000円でございますけれども、この返還金におきましては、平成29年度におきます療養給付費の分でございます。

これは平成29年度におきましては、概算での交付というふうなことでございまして、この負担金及び国庫支出金等におきましては、翌年度精算というふうな形をとらせていただいております。

結果的にですけれども、平成29年度の医療費が見込みよりも若干少なくなったために、交付金が多く入ってきたということでございます。

そのために精算しますと4,416万3,000円の返還ということでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13番、平岡きぬゑ君。

13番（平岡きぬゑ君） 会計そのものは単年度ずつのあれではありますけど、ずっと事業そのものは継続して行われているので、そういう予算上の処置ということはわかったんですけど、精算するというので、医療費が前年度に比べて減額になったということで、この減りようというか、返還しなければならない事態というのは、通年上からいったら特別なことなのか、そんなに平年並み言うたら変ですけど、どんな状況なんですか。そのへんもお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 敏蔭住民課長。

住民課長（敏蔭高弘君） 平成 29 年度におきましては、平成 28 年度と比べますと医療費が安くいうのですか、負担が少なくなっております。

で、この平成 29 年度の医療費につきましては、年度ごとによって医療費の多い少ないというのが、若干ございますけれども、この平成 30 年度の状況を見ますと、やはり平成 29 年度に比べたら、若干増えているというふうなことでございますので、平成 29 年度においては、特別な要因というのは調べておりませんが、平成 28 年度に比べますと低くなったということでございます。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

ほか質疑ありますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。まず、反対討論からありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 91 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 91 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 91 号、平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 4．議案第 92 号 平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 4、議案第 92 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 92 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 92 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 92 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 5．議案第 93 号 平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 5、議案第 93 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[岡本義君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本義次君。

9 番（岡本義次君） 5 ページの一番上の 1,200 万円と、その下の介護予防 900 万円。これ増えた要因についてお願いします。

[高年介護課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 藤木高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 増えた要因ということでございますが、ご承知のとおり、介護給付費は、要介護 1 から 5 の方を対象にしたのが、この予算書で言いますと上側の介護サービス等諸費、こちらのほうで賄われます。

要支援 1、2 の方は、こちらの 5 ページのほうの介護予防サービス等諸費のほうで給付が行われるわけでございます。

それで、佐用町には 1,530 人ほどの要支援、要介護の方がいらっしゃるわけですが、平成 30 年度以降は、それまで要支援 1、2 の方合わせて、大体 300 名までぐらいの人数だったんですけども、平成 30 年度は 40 人ほど増えて 340 人ぐらいの方が要支援 1、2 の方が増えた。その分ですね。

だから、要介護 1 から 5 の方が減ったということで、介護予防、つまり要支援 1、2 のほうの給付費が予算を見込んだ時よりも増えておるといことで、今回、こちらのほうを増やして、また、逆に要介護 1 から 5 のほうは人数が減っておりますので、4 ページのほうの介護サービス等諸費を減らして、その分、余裕のあるところから、足り苦しいところへ予算を回したという形をとっておるわけでございます。以上でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡きぬゑ君。

13 番（平岡きぬゑ君） 関連なんですけれど、先ほど、いわゆる要介護 1 から 5 の方が減って、要支援 1、2 の方が増えるということで、その対象者、全体の中の人数が変化があったということなんですけれど、対象者自身の介護度が、そのように変わったのかどうか。そのへん、どうなのでしょう。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） 介護認定を受けている方が町内に 1,530 名ほどいらっしゃるということを申し上げました。

大体、今までの人数的には、要支援 1、2 の方合わせて 300 名。それから、要介護 1、2、3、それぞれ大体 300 人ずつぐらいでした。それから、要介護 4 が 200 人ほど、それで、要介護 5 の方が 120、130 名、大体そんなところで推移しておったんですが、今回は、要支援 1、2 の方が、大体 340 名と、40 名増えて、その分どこが減っておるのかと言いますと、要介護 2 とか 3 のところが減っておるわけでございます。

それで、今までの人が介護度が下がったのかと言いますと、恐らくそうではないと思います。これは実際に追跡調査をしたわけではないのでわかりませんが、65 歳以上の方というのは、大体毎年 300 名ぐらいの方が入れかわるわけですね。ですから、佐用町の 65 歳以上の方の認定率というのは、23 パーセントぐらいですから、300 名の 23 パーセントということは、大体 70 名ぐらいの方が介護認定の中で入れかわってくるということで、新しく認定された方が、大体介護度が低い方が多かったと、そういった結果になって、このような結果になったのであろうというふうに考えておるわけでございます。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） 介護度が要支援ということは、軽度というのか軽いというわけで、その予防事業をやることによって、効果が発生じゃないですけど、介護が重くならないような事態になったとか、そういうような背景がわかりやすくあればいいなど、説明を受けるのにいいなと思うんですけど、そのへんは、今の段階ではわかりませんか。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、藤木高年介護課長。

高年介護課長（藤木 卓君） はい、お答えいたします。

一般論として、先日の本会議でも健康福祉課長が申し上げておりましたように、健康寿命を延ばそうということで、日本全国的に健康志向が高まっておりますから、何らかの運動をしようという、そういう機運が高まっております。



で、介護保険の介護予防事業に特化して考えてみれば、いきいき百歳体操ですね、これを重点的に取り組んでおるということを、折に触れて申し上げておると思うんですけども、そのいきいき百歳体操の対象者が取り組みを始めた、平成 27 年、平成 28 年ごろは 200 名ぐらいから始めたんですけども、今現在は 600 名を超えておるということですね。そういった健康寿命を延ばそう、健康になろうという、そういった意識の高まりというのですか、そういったことがあらわれておればいいなというふうに考えておるわけでございます。以上でございます。

議長（山本幹雄君）　　ほかありますか。

はい、ほかないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君）　　ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 93 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 93 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君）　　挙手、全員です。よって、議案第 93 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

日程第 6．議案第 94 号 平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（山本幹雄君）　　続いて、日程第 6、議案第 94 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君）　　ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君）　　ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 94 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 94 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君）　　挙手、全員です。よって、議案第 94 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 7. 議案第 95 号 平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 7、議案第 95 号、平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 9 番、岡本義次君。

9 番（岡本義次君） 2 ページ、一番下、689 万円。これの分につきましては、何か、説明の時には、漏水したって説明されたと思うんですけど、この分は、どう言うんですか、土に埋設された中で漏水しておったんかということが、まず 1 点と。

それが、気がついた時には、何立米ぐらいが紛失しておったんですか。

そこらへんについて、詳細いうのか、中身的に教えてください。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 森田上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 工事請負費につきましては、流量計の更新部分でございます。流量計がめげまして、2 カ所めげまして、その更新事業費ということで、置かせていただいております。

それから、原材料費につきましては、先ほど言いましたような漏水、お尋ねの漏水なんかの場合に、緊急に対応できるということで、原材料費をストックとして持っております。これが、今年 4 月から今現在まで、大小合わせまして約 40 件ほどの漏水がございました。それに緊急に対応するべく、いろんな管種があるんですけども、それに即時対応できるような格好で原材料として持っておるわけなんですけれども、それが、ちょっと不足気味。

それから、今年の今からの、この冬場の凍結等による漏水に備えまして、その分で、原材料費をストックさせていただくというふうな状況のものでございます。

漏水の量とか、そういうふうなんにつきましては、把握はしておりませんが、即時対応して、断水等ないように頑張っておる所存でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本義次君。

9 番（岡本義次君） 例えばね、家、街へ出たりして、届けだけはしておると。それで、パンクしたりして、水がドッと漏りよると。そういうような場合は、どんなん。何か、すぐ見つける方法とか、また、その漏水した分全部を、やっぱり料金としてもらうようになっておるん。そこらへんについて、ちょっと、もうちょっと。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 各ご家庭のところで、不在のところで漏水ということをお尋ねだと思えるんですけども、これにつきましては、メーター前に各ご家庭へ漏水があった場合とめる止水弁というのがございます。不在のところは、そこでとめるようにというご指導はさせていただいておりますが、その上で、漏水した場合は、全て料金のほうには換算させていただいております。

それから、漏水があった場合、大きな漏水の場合なんかは、すぐにうちのテレメーターシステムというのか、そういうようなシステムで、すぐに漏水のほうはわかるようになっておりますが、各ご家庭の漏水につきましては、小さな漏水、大きな漏水、さまざまあるんですけども、その状況によって、わからない場合もありますが、今年の2月の寒波の時なんかは、そういうようなものを全て活用して、漏水を発見したと、そういうことです。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

ほかありますか。

ほか、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第95号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第95号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第95号、平成30年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第8．議案第96号 平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第8、議案第96号、平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 96 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 96 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 96 号、平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 9. 議案第 97 号 平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）  
について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 9、議案第 97 号、平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 97 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 97 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 97 号、平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 10. 議案第 98 号 平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）  
について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 10、議案第 98 号、平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 98 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 98 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 98 号、平成 30 年度佐用町西はり  
ま天文台公園特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 11. 議案第 99 号 平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 2 号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 11、議案第 99 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特  
別会計補正予算案（第 2 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、4 番、千種和英君。

4 番（千種和英君） 笹ヶ丘荘特別会計におきまして、歳出ですね、修繕料 50 万円の補  
正がされておりますけれども、その要因について教えてください。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 中石商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 当初予算のほうで、うち、300 万円ほど固定の緊急対応の修繕  
費ということで予算化をしてもらっておりますが、その中で、受水槽の配管の修繕ですと  
か、風呂の循環の配管の修繕。それから、客室照明の修繕等で予算を置いてもらっていま  
したものを、ほとんど使っております。

今年度、消防用設備点検のほうを行いまして、その点検の結果、不具合の箇所等がござ  
います。誘導灯のバッテリーの交換ですとか、そういったものの交換を指摘されておると  
ころがありますので、そういったものの修繕のために、今回、予算を要求させていただい  
ております。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

〔千種君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、4番、千種和英君。

4番（千種和英君） 今回の修繕料については、根拠をお聞きしたんですけれども、実は、この笹ヶ丘荘特別会計については、一般財源からの繰り入れということで、住民の方も非常に興味を持ち、議会のほうでも注目をしておるんですが、この修繕料におきましても、昨年、平成29年度は456万1,000円の予算に対して460万円でしたが、平成28年度は388万円に対して725万円。平成27年度300万円に対して414万円。平成26年度300万円に対して350万円というふうに、やはり修繕料がかさんでおります。当然、施設の運営からおいて経年で、次々、いろんところが傷んでくる。仕方なしに、修繕をしないとはいけないと思うんですけども、全体の運営の中で、いつも言います一般会計からの繰り入れが多いという中で、これ今後、どんな感じのような思い。やはり毎年、どんどん、どんどん修繕料というのかかさんでくるというふうにお考えか、そのへんの、ちょっと考え方を教えてください。

〔町長 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 笹ヶ丘のこうした運営については、これまでも議会でも、いろいろとご質問もあり、私も答弁をさせていただいております。

施設そのものも建設され、また、大改装されてからも、かなり年数が経っております。こういった施設は、当然、通常の維持管理のために修繕もありますし、また、笹ヶ丘荘というのは、ああした宿泊、ホテル形式の営業施設です。通常、民間であっても、どういう施設であっても、やはり内装等も含めて、ある程度一定期間が過ぎれば、改修をしていく。改造をしていくということが必要なんですね。

ただ、笹ヶ丘荘の一番やはり経営で大変なところは、宿泊定員が非常に少ない。どうしても売り上げが実際に客室がたくさんあって、満室になれば、なるかならないかは別なんですけれども、基本的には、どんな経営でも、ある程度の一定規模の宿泊ができる規模以上でないと、ああした小さな施設というのは、非常に効率が悪い面が1つあります。

それと、もう1つは、あそこは、ああした木造のロジミタなものと一緒に持っております。そのあたりも、非常に木造でつくっておりますから、外の傷みも激しいというところもあります。

そうした一般会計から繰り入れて、何とか運営をしている。経費を節減しながらでも、どうしても毎年、多くの、かなりの一般会計からの繰り入れをしないと経営ができないということに対して、どうこれを考えていくか。

やはり前から私も答弁させていただいたように、佐用町内に、ああした施設というものが、やはり1カ所あるということ、これは民間であっても、公営でもいいんですけれども、なかなか民間経営で、そういうものを、どこかにつくっていただけるような見通しはありませんし、そうした民間施設があれば、公営施設なくてもいいんですけれども、やはり、そういう中では、町の中では必要な施設だろうと、だから、ある程度の一般会計からの繰り入れをしながらでも、これは経営をしていこうということで、現在、運営をしているわけです。

そういう中で、先ほど申しましたように、かなり建ててから、また、改装してから、年数が時間がたっておりますので、大規模な改修も本来しなきゃいけない時期に、私は来ていると思います。内装も含めてですね。

ただ、そうして毎年、かなりの一般会計から繰り入れながら、赤字経営をしておりますから、なかなか、そこへ一気に改装するとなれば、やはり億単位の今度は費用が要りますので、それが、そこまで踏み切れない中で、いわば最低限の修繕、また、修理をしながら、今、運営をしているという状況でありまして、今後、当然、長期的にこの施設を今のままで運営をしていけるのか。また、そうであれば、やっていくとすれば、いつごろ、どの程度の改修工事が必要なのか。その改修工事によって、5年、10年ぐらいのスパンで考えるのか、20年、30年のスパンで考えるのかということ、かなり大きく違ってくると思うんですけども、そういうことは、当然、課題としてあるということは、認識をいたしております。

当面、担当課としては、継続して運営をしておりますのでね、最低必要な修繕なり、そうした点検をして、指摘事項等についての改善は、しなきゃいけないという中で、今回の補正につきましては、そういう補正で上げさせていただいております。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。ほか。  
ほか、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第99号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第99号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第99号、平成30年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第2号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第12. 議案第100号 平成30年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第2号）について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第12、議案第100号、平成30年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第100号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 100 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 100 号、平成 30 年度佐用町農業  
共済事業特別会計補正予算案（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 13. 議案第 102 号 工事請負契約の締結について（佐用町水道施設通信設備改良工事）

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第 13 に入ります。

日程第 13 から日程第 29 までは、本日追加提出の案件でございますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、日程第 13、議案第 102 号、工事請負契約の締結について（佐用町水道施設通信設備改良工事）を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 102 号、工事請負契約の締結につきまして、提案のご説明を申し上げます。

水道事業管理運営における管理体制の中心設備として中央監視システムがございますが、今回の工事契約は、中央監視システムで監視するための情報を伝達する通信システムを改良する工事契約でございます。

近年、通信エラーによる警報の誤発報があったり、通信不具合による誤作動などが年々多発傾向にあり、水質管理、漏水管理、設備管理、水位管理などの面で不安が高まっております。その原因は、耐用年数を越えた特殊なテレメーター通信機器にありますことからこれらを一新して、汎用性があり、多機能な P L C 通信機器に改良更新するものでございます。

同時に通信網を現在の N T T の専用回線から光ケーブルへの切りかえも行います。

水道事業を恒久的に安定してコスト削減を図りつつ維持していくことを前提に、今回の通信設備を改良することといたしております。

平成 30 年 11 月 30 日、指名競争入札 5 社を指名しましたが、2 社の辞退があり 3 社による競争入札に付しました結果、消費税込み 1 億 7,093 万 1,600 円で、大阪府吹田市江の木町 1 の 6、オルガノプラントサービス株式会社関西事業所取締役関西事業所長、田上和宏（たのう え かずひろ）氏に落札決定をいたしましたので、佐用町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご承認を賜りますようお願いを申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。



本案については、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） はい、9番、岡本義次君。

9番（岡本義次君） 落札率は、何ぼですか。

[町長 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） 92.99パーセントということになります。

議長（山本幹雄君） ほかありますか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより、議案第102号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第102号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第102号、工事請負契約の締結について（佐用町水道施設通信設備改良工事）は、原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第14. 議案第103号 佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15. 議案第104号 佐用町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16. 議案第105号 佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17. 議案第106号 佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（山本幹雄君） 続いて、日程第14に入ります。  
日程第14から日程第17までを一括議題とします。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 14、議案第 103 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 17、議案第 106 号、佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 103 号から議案第 106 号まで一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 103 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

第 1 条及び第 2 条の佐用町職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、このたびの改正は、国家公務員の給与が、本年の 8 月 10 日の人事院勧告に基づき改定されたことに伴い、本町の一般職の職員の給与においても、これに準拠した給与改定を実施するため関係条例の改正を行うものでございます。

主な改正は、民間給与との較差等に基づく改定で、平成 30 年 4 月 1 日に遡及して適用される給料表の改定や、勤勉手当の支給月数の引き上げなどでございます。

給料表の改定は、平均で 0.2 パーセントの引き上げとなりますが、初任給で 1,500 円の引き上げとなっており、若年層についても 1,000 円程度の改定となっております。若年層以外は 400 円の引き上げを基本とした改定となっております。宿日直手当につきましては、5,100 円から 200 円引上げ 5,300 円に改定をいたします。また、勤勉手当については、12 月期の支給月数の 0.9 月から 0.05 月引上げ、0.95 月とし、第 2 条の改定は平成 31 年 6 月以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数を 6 月期、12 月期ともに同率の配分に改定をするものでございます。

第 3 条の佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例改正につきましては、職員の給料表の改定に伴い、準用している給与月額の改定でございます。

続きまして、議案第 104 号、佐用町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、並びに議案第 105 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、先ほど申し上げました一般職の職員の給与の改定に伴い、町長、副町長、教育長並びに町議会議員の期末手当の支給月数を 0.05 月引上げる改定をさせていただき、職員と同様に平成 31 年 6 月以降の支給月数について 6 月期 12 月期を同率に配分するものでございます。

最後に、議案第 106 号、佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、病弱者介護手当の額を 3,825 円から 150 円増額して 3,975 円に引き上げるものでございます。

病弱者介護手当につきましては、朝霧園の職員が宿直を行う際、通常の宿直勤務に加えて、病弱者等の介護に従事するため、特殊勤務手当を支給されるものでございます。

従前から宿日直手当の額の 4 分の 3 を基準に定めてきたものでありまして、今回の改正は、先ほど、職員の給与に関する条例の一部改正の中で提案をいたしました宿日直手当の改正に伴い、行うものでございます。

以上、議案第 103 号から第 106 号につきまして、提案させていただいたとおり、ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

ただ今議題にしております議案第 103 号から議案第 106 号までにつきましては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、日程第 14、議案第 103 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、9 番、岡本君。

9 番（岡本義次君） 先だって、新聞にも出ていたようでございますけれど、わかれば町長、副町長、教育長、そして職員の平均年齢とボーナスの幾らだったか、単価を教えてくださいたいと思います。

議長（山本幹雄君） 岡本さん、よろしいですか。

今、一般職のことなんでね。

9 番（岡本義次君） ほな、一般職の平均と年齢。何ぼ出たんかいいうこと。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 森下総務課長。

総務課長（森下 守君） 先般の神戸新聞に出ておりました姫路、播磨地域の 5 市 6 町ですか、これボーナスの支給額ということで新聞に出ておったかと思えます。

で、文面の中を読みますと、今回の人事院勧告を適用している、要するに給与条例の改正をしている市町と、姫路市なんか、まだ、していないということになっております。それから、それを見込んだ額を掲載しているところございます。

佐用町の場合は、本会議で議決を受けて、差額支給ということで、事前に議員の皆様にお話をさせていただいておりますので、今回の新聞に出ておるのは、町長、それから職員、議員さんにつきましても全て従来の金額を提示させてもらっておりますので、あくまで参考でございます。

そこに出ております佐用町の職員は 44 歳 3 カ月というふうに出ておりましたが、平均で。

これは 6 月の時の数字を上げています。単純に 6 カ月を足していただいたら、平均は 44 歳 9 カ月になろうかと思えます。

額につきましては、それぞれ、面々の平均は出すことが、ちょっとできませんので、今回は、計算をようしております。

つまり、今回の給与改定では、現在の給与から平均で 0.2 パーセント、月額で上がるということ。

先ほども申しましたように、初任給では月額 1,500 円。ですから、単純に言えば、12 カ月で 1 万 8,000 円上がる。1 年で 1 万 8,000 円上がるということでございます。最高でね。

そういう形で、年間増額をするという、今回の改定でございます。

議長（山本幹雄君） よろしいか。  
ほか、質疑ありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより議案第 103 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 103 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 103 号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 15、議案第 104 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、10 番、金谷君。

10 番（金谷英志君） このたびの条例改正のもともとの根拠となる、その給与月額について、その根拠をお聞きしたいんですけれども、町長は、給与月額が 81 万 1,000 円。副町長は、62 万 2,000 円。教育長は 61 万 3,000 円ですけれども、この給与月額の算定根拠は何でしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 森下総務課長。

総務課長（森下 守君） これ算定根拠言われたら、私も、ちょっと困るんですけど、これ以前にも改定が一時あったかと思えます。近隣の市町等の金額。それから、これをいきますと、合併前の各町の数も考慮しながら、合併の時に、金額を、まず確定いただいて、議員の皆様にご承認をいただいておりますので、その後、職員の人事院勧告等もあります。近隣の市町長、副町長、教育長の上昇価格等も踏まえながら、今回、改定ありません。現在、81 万 1,000 円、62 万 2,000 円…、

〔「（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

総務課長（森下 守君） いえ、改定していません。  
改定せずに、81 万 1,000 円、66 万 2,000 円、教育長 61 万 3,000 円というふうに額を決

定している経緯がございますので、参考になるかわかりませんが、よろしくお願ひします。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

10 番（金谷英志君） はい。

議長（山本幹雄君） ほか、質疑ありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。まず、反対討論からです。よろしいか。

〔金谷君 挙手〕

議長（山本幹雄君） 10 番、金谷君。

10 番（金谷英志君） 議案第 104 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改定の反対討論を行います。

このたびの改定は昨年に引続き、人事院勧告に準拠して町長らの期末手当の引き上げを行おうとするものですが、人事院勧告制度は、地方公務員の労働基本権が制約されていることの代償措置として設けられているもので、勤務の対価としての適正な給与の確保を図るものです。町長ら特別職はこれに準ずるものではありません。

財務省の法人企業統計調査を見ると、1997 年から 2017 年にかけて日本企業の経常利益は 3 倍、内部留保は 2.7 倍、1 人当たりの役員報酬は 1.5 倍。株主配当は 5.7 倍に膨張した一方で、従業員給与は 0.97 倍に減少。法人税収も 1.3 倍にとどまっています。

資本金 10 億円以上の大企業に限って見ると、2018 年 7 月から 9 月に受け取った 1 人当たりの役員報酬は、年収に換算すると 1,956 万 2,000 円となり、17 年同月期から 1.7 倍に増えています。

一方、労働者の賃金は年収換算で 453 万円と 1.02 倍にすぎません。労働者の賃金と役員報酬との格差が広がっている状況です。佐用町の労働者の賃金も同様だと考えられ、町民の暮らしが上向いているとは言えない中で、町長ら特別職の期末手当の引き上げは認められません。

以上、反対討論といたします。

議長（山本幹雄君） はい、ほかありますか。討論。

〔岡本安君 挙手〕

議長（山本幹雄君） はい、11 番、岡本安夫君。

11 番（岡本安夫君） それでは、議案第 104 号につきまして、賛成の立場で討論いたします。

先ほどの質疑でもありましたとおり、いわゆる 3 役、議員の給与言うのですか、報酬の根拠というのは、いわゆる報酬審議会で決めていただいたということでありまして。報酬審議会が、まさにその近隣ないし地元の諸般の状況を勘案してされたもので、それに基づいて常にやられているものであります。

今回のあれにつきましては、人事院勧告に準拠した一般職の給与の改定に伴い上げるものですが、毎年、こういうことを言われておるんですけども、当然ながら本町の財政負担等も十分に考慮された中での改定であり、これは一般の町民にも受け入れられるものと思ひ、賛成いたします。

議長（山本幹雄君）　　ほか討論ありますか。  
ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより議案第 104 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 104 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君）　　挙手、多数です。よって、議案第 104 号、佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 16、議案第 105 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君）　　ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論はありますか。まず、反対討論から。

〔児玉君 挙手〕

議長（山本幹雄君）　　はい、2 番、児玉君。

2 番（児玉雅善君）　　議案第 105 号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

議員報酬は、連続で上げられています。また、一方で、その間の町民の皆さんの実質所得、実質賃金はどうなっているのでしょうか。

年金は減り、国保や介護保険などの負担も増えるばかりです。

厚生労働省の統計によりますと、現金給与総額、これは調査した事業所規模 5 人以上の調査産業の計ですけども、平成 24 年度が 29 万 9,878 円。そして、平成 26 年度の 30 万 322 円が最高で、年度により多少上下がありますけれども、平成 29 年度は 29 万 8,025 円となっています。これはパートさんも含めた数字ですが、ボーナスも含めた金額です。

また、厚労省が出している毎月勤労統計調査の本年 10 月の速報値によりますと、定期給与と賞与等を足した現金給与総額が 2015 年の平均を 100 とした数で 84.5。対前年比で見ますとマイナス 0.1 パーセント。同じく基本給に各種手当、超過労働給与を足した定期給与で見ますと出が 99.6。対前年比でマイナス 0.3 パーセントとなっています。

その間に、議員報酬は幾ら上がっておりますか。

何年か前の議会報告会に出席しまして、そこで議員報酬引き上げを批判した記憶があります。

先ほども申し上げましたように、国保らの負担が増え、年金が下がり、実質賃金が低下している、この厳しい経済状況のもとでの議員の期末手当の引き上げは、何年か前の私が

そうであったように、到底、町民の皆さんのご理解を得られないものであると申し上げて、反対討論とします。

議長（山本幹雄君）           ほか、討論ありますか。

〔西岡君 挙手〕

議長（山本幹雄君）           はい、12番、西岡君。

12番（西岡 正君）           先ほど、特別職の議員じゃなくて、三役の皆さん方で、岡本議員のほうから報酬審議会に答申され、報酬審議会の根拠として上げてきたという形の中ですが、議会の議員も当然、報酬審議会の中で審議をし、その町の財政事情、また、規模も含めた形の中で、それぞれの自治体が違うように、佐用町に合った報酬を決めていただいていると、私は信じております。

今日の新聞だったかなと思うんですが、議員のなり手不足で各町で、いわゆる立候補者が少なく無投票というような状況が続いておるとい状況の中で、前回も全国へ行かせていただいた時に、その旨、私も自民党でお話をさせていただいたわけではありますが、あった年金制度が廃止になった。そして、職員との違いは、退職金制度がない。

今の状況の中で、このままずっといきますと、私は、議員のなり手不足で、最終的に、この前、愛媛でしたか、高知でしたか、大川村のように、議員のなり手不足になるような状況になって、大変、本来の議会の役割が果たせないような状況になってくるのではないかとおもっております。

今の上げていただいている、この分については、正当なものだと。もっともっと、やっぱりもう少し、他町と考えると、佐用町は恵まれてはおりますけれども、決して無理な数字ではないと、このように思っております。

このような形の中で、賛成の討論にかえます。

議長（山本幹雄君）           ほかありますか。

ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより議案第105号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第105号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君）           挙手、多数です。よって、議案第105号、佐用町議会議員の議員報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第17、議案第106号、佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてに対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君）           ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより議案第 106 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 106 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 106 号、佐用町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。  
お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を 11 時 15 分とします。

午前 10 時 54 分 休憩

-----  
午前 11 時 15 分 再開

議長（山本幹雄君） 休憩を解き、会議を再開します。  
日程に入る前に、一般会計補正予算審議中に廣利議員の質問に対する答弁に関し、健康福祉課長より発言があります。発言を許可します。はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（長峰忠夫君） はい、失礼いたします。

先ほどの平成 30 年度の一般会計補正の関係で、障害福祉サービス費の件につきまして、小野の駅、えん花園の利用者並びに事業費の件につきまして、関連のご質問がありました。その件につきまして、補足で説明をさせていただきます。

えん花園につきましては、平成 29 年 5 月に開始をされまして、利用定員が 12 名の施設になってございます。

それで、佐用町のほうには、利用になられた実績に応じて報酬の請求がございまして、そちらのほうの支払をしております。

平成 29 年 7 月から支払のほうが発生をしております、7 月から平成 29 年 12 月までの間、利用者が 2 人。それから、平成 30 年の 1 月から 3 月までについては 3 人ということになってございます。

平成 30 年度の当初予算につきましては、この利用実績に応じて 3 人の見込みということで、予算計上のほうをしておったわけですけれども、平成 30 年になりまして、利用者のほうが増えてございます。

先ほどの説明にありましたように、10 月現在では、8 名の利用実績ということで増えております。利用定員 12 名には、まだ達しておりませんが、そういった要因によって、えん花園につきましては、実績に応じて増額が必要ということになってございます。

就労継続支援 B 型という事業サービスの中で予算のほうを計上しておりますので、例えば、他市町で B 型を利用の方が、えん花園に移られたりとかというような場合は、予算的に増減の必要がないんですけれども、順々に増えた方については、予算計上が必要になるということ、そういった理由にございまして、参考に平成 29 年度のえん花園への報酬



の支払につきましては、163万970円ということになってございます。

それから、平成30年度の4月から10月までの実績で、450万円ということになっておりますので、先ほどのB型でおおむね90万円ということの説明をいたしましたけれども、それにつきましては、サービス全体の中での増減があるという部分で、90万円という金額を説明させていただきましたが、えん花園に限りましては、今言いました金額の増があるということでございます。以上です。

議長（山本幹雄君） よろしいですか。

- 
- 日程第18. 議案第107号 平成30年度佐用町一般会計補正予算案（第5号）について  
日程第19. 議案第108号 平成30年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）について  
日程第20. 議案第109号 平成30年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）について  
日程第21. 議案第110号 平成30年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第3号）について  
日程第22. 議案第111号 平成30年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第3号）について  
日程第23. 議案第112号 平成30年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第3号）について  
日程第24. 議案第113号 平成30年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について  
日程第25. 議案第114号 平成30年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第3号）について  
日程第26. 議案第115号 平成30年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第3号）について  
日程第27. 議案第116号 平成30年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第3号）について  
日程第28. 議案第117号 平成30年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第3号）について  
日程第29. 議案第118号 平成30年度佐用町水道事業会計補正予算案（第1号）について

議長（山本幹雄君） はい、それでは、日程第18に入ります。

日程第18から日程第29までについては一括議題とします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第18、議案第107号、平成30年度佐用町一般会計補正予算案（第5号）についてから、日程第29、議案第118号、平成30年度佐用町水道事業会計補正予算案（第1号）についてまでを、一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。はい、町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第107号から議案第

118号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第107号、佐用町一般会計補正予算案(第5号)からの説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ659万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ130億9,373万3,000円に改めるものでございます。

その内容につきましては、先ほど承認いただきました議案第103号、佐用町職員の給与に関する条例及び佐用町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正、また、議案第104号の佐用町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う人件費関係の補正が主なものでございます。

なお、後から説明を申し上げます、議題とされます特別会計につきましても全て同様の補正でございます。

まず、歳入から説明させていただきます。

歳入は繰入金のみで、基金繰入金659万4,000円の増額でございます。財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、歳出についてございますが、各款における補正額は、先ほど申し上げました、このたびの条例改正に伴う人件費関係でございます。特別職及び職員の給料、各種手当、共済費、負担金並びに特別会計への繰出金の増額でございます。

なお、議会費につきましては、10万3,000円の増額でございます。職員の人件費増額が10万3,000円でございます。

総務費につきましては、202万1,000円の増額でありまして、うち、総務管理費につきましては、150万4,000円の増額で、うち、特別職期末手当の分は8万1,000円の増額であります。徴税费、戸籍住民登録費、統計調査費におきましては、それぞれ35万2,000円、13万4,000円、3万1,000円の増額となって、内容となっております。

民生費につきましては、124万1,000円の増額であり、うち、社会福祉費におきまして69万3,000円、児童福祉費、国民年金事務取扱費におきまして、それぞれ49万円6,000円と5万2,000円の増額でございます。

衛生費につきましても、91万9,000円の増額であり、うち、保健衛生費、清掃費、それぞれ51万8,000円、40万1,000円の増額となっております。

農林水産業費につきましては、71万7,000円の増額であり、農業費、林業費におきまして、それぞれ66万6,000円と5万1,000円の増額となっております。

商工費につきましても、28万4,000円。

土木費につきましても、60万8,000円の増額であり、うち、土木管理費と道路橋梁費に、それぞれ18万6,000円、16万1,000円の増額となり、下水道費、住宅費におきましては、それぞれ12万9,000円、また、13万2,000円の増額となっております。

消防費につきましては、7万4,000円の増額であります。

教育費につきましては、62万7,000円の増額となっております。その内訳、教育総務費におきましては14万6,000円の増額。また、中学校費におきまして2万5,000円、社会教育費、保健体育費におきましては、それぞれ32万6,000円、13万円の増額というふうに、それぞれでの科目ごとの増額の内訳は説明させていただいたとおりでございます。

以上、一般会計の補正予算案の説明とさせていただきます。

あと特別会計も全て一括して議題となっております。申し訳ございません。

特別会計におきましても、全てそういう人事院勧告に基づく、給与改定に基づく人件費の増額の歳入歳出それぞれ予算となっておりますので、それぞれの議題となりますので、概略を説明をさせていただきます。

次、議案第108号につきましては、佐用町国民健康保険特別会計補正予算案(第3号)ということになります。

今回の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 万 9,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 4,605 万 2,000 円に改めるものでございます。

歳入から説明を申し上げますが、繰入金につきましては、一般会計繰入金として 9 万 9,000 円の増額でございます。

次に、歳出であります。総務費の総務管理費として 9 万 9,000 円の増額ということで、人件費の増額でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 109 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）でございますが、今回の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 万 6,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 777 万 8,000 円に改めるものでございます。

歳入につきましては、一般会計繰入金として、4 万 6,000 円を増額をいたしております。

次に、歳出でございますが、総務費の総務管理費として、4 万 6,000 円を増額しております。

以上、後期高齢者医療特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 110 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正では、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 28 万 2,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 8,021 万 2,000 円に改めるものでございます。

歳入につきましては、繰入金として、一般会計繰入金で 28 万 2,000 円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、総務費の総務管理費 28 万 2,000 円を増額をいたしております。

以上、介護保険特別会計の補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 111 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第 3 号）についての説明をさせていただきます。

今回の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21 万 4,000 円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,200 万 6,000 円に改めるものでございます。

歳入につきましては、繰入金、一般会計繰入金として 21 万 4,000 円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、民生費の老人ホーム費として、21 万 4,000 円を増額でございます。

以上、朝霧園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 112 号、平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 10 万 2,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 6,561 万 3,000 円に改めるものでございます。まず、歳入でございますが、繰入金といたしまして、一般会計繰入金で、10 万 2,000 円の増額でございます。

次に、歳出でございますが、簡易水道事業費の管理費として、10 万 2,000 円の増額で、全て人件費でございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 113 号、平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 7,241 万 1,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入でございますが、繰入金といたしまして、一般会計から 12 万 9,000 円の繰入金を増額いたしております。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、12 万 9,000 円の増額であります。うち、管理費におきましては 5 万円、事業費におきましては 7 万 9,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費の増額でございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 114 号であります。平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 万 7,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,842 万 6,000 円に改めるものでございます。

歳入でございますが、繰入金といたしまして、一般会計繰入金 6 万 7,000 円の増額をいたしております。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費の農業集落排水施設管理費として、6 万 7,000 円の増額をいたしております。条例改正に伴う人件費でございます。

以上で、生活排水処理事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 115 号、平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 339 万 9,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入であります。繰入金といたしまして、一般会計繰入金として 8 万 9,000 円の増額をいたしております。

諸収入につきましては、雑入 5 万 9,000 円の増額で、天文台公園運営委託金の人件費増額分でございます。

次に、歳出であります。教育費の社会教育費として、14 万 8,000 円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第 116 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 万 8,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,453 万 7,000 円に改めるものでございます。

まず、歳入でございますが、繰入金といたしまして、一般会計から 4 万 8,000 円の繰入金を増額いたしております。

次に、歳出でございますが、笹ヶ丘荘費の笹ヶ丘荘管理運営費として、4 万 8,000 円を増額しております。このたびの条例改正に伴う人件費でございます。

以上、笹ヶ丘荘特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

次に、議案第 117 号、平成 30 年度佐用町農業共済特別会計補正予算案（第 3 号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、収入・支出予算の総額に、収入・支出それぞれ 17 万円を追加をし、収入・支出予算の総額を収入・支出それぞれ 1 億 4,350 万 5,000 円に改めるものでございます。

まず、収入から申し上げますが、業務勘定の共済事業収益につきましては、17 万円の増額でございます。うち、営業収益におきまして 17 万円の増額で、受取補助金の増額でござ

います。

次に、支出でございますが、予算書2ページ、業務勘定の共済事業費用につきまして17万円を増額いたしております。うち、営業費用におきまして17万円の増額で、このたびの条例改正に伴う人件費の増額となっております。

第3条につきまして、議会の議決を受けなければ流用することのできない経費、職員給与費を定めるもので、9万円を増額して、2,187万1,000円とするものでございます。

第4条につきましては、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額1,904万2,000円を1,921万2,000円に改めるものでございます

以上で、農業共済事業特別会計補正予算案の提案の説明といたします。

最後に、議案第118号、平成30年度佐用町水道事業会計補正予算案（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、水道会計につきましては、人事異動がありましたので、人事異動等に伴う調整及び今回の条例改正に伴う人件費の減額であります。

第2条の収益的収入及び支出におきましては、支出の第1款、水道事業費用の第1項、営業費用を64万6,000円減額して、水道事業費用の予定額を2億3,031万1,000円に改めるものでございます。

第3条の資本的収入及び支出においては、第1款の資本的支出のうち、第1項、建設改良費を8万8,000円増額して、資本的支出の予定額を2億9,979万5,000円にしようとするものでございます。

第4条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を定めるものでございまして、55万8,000円を減額して、1,450万円とするものでございます。

以上で、佐用町水道事業会計補正予算案の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第107号から議案第118号までの補正予算案につきまして、ご説明申し上げましたが、それぞれご審議の上、ご承認いただきますように、お願い申し上げます。説明を終わります。

議長（山本幹雄君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今、議題にしております議案第107号から議案第118号までにつきましては、本日即決とします。

順次、質疑、討論、採決を行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、日程第18、議案第107号、平成30年度佐用町一般会計補正予算案（第5号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第107号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第107号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 107 号、平成 30 年度佐用町一般会計補正予算案（第 5 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 19、議案第 108 号、平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 108 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 108 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 108 号、平成 30 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 20、議案第 109 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 109 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 109 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 109 号、平成 30 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 21、議案第 110 号、平成 30 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 110 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 110 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 110 号、平成 30 年度佐用町介護  
保険特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 22、議案第 111 号、平成 30 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算案（第  
3 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 111 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 111 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 111 号、平成 30 年度佐用町朝霧  
園特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 23、議案第 112 号、平成 30 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算  
案（第 3 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 112 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 112 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 112 号、平成 30 年度佐用町簡易  
水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 24、議案第 113 号、平成 30 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特  
別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 113 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 113 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 113 号、平成 30 年度佐用町特定  
環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決さ  
れました。  
続いて、日程第 25、議案第 114 号、平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正  
予算案（第 3 号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 114 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 114 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。



[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 114 号、平成 30 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 26、議案第 115 号、平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 115 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 115 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 115 号、平成 30 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 27、議案第 116 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 116 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 116 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 116 号、平成 30 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 28、議案第 117 号、平成 30 年度佐用町農業共済事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これから、討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。  
これより議案第 117 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 117 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者 挙手]

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 117 号、平成 30 年度佐用町農業  
共済事業特別会計補正予算案（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。  
続いて、日程第 29、議案第 118 号、平成 30 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1  
号）についてを議題とします。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） はい、13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） この補正予算だけ、人勸に伴うものと、それから人事異動に伴うと  
いうことで、補正がされています。  
この時期に人事異動ということなので、ちょっと、その関係について説明をお願いでき  
ますでしょうか。

[上下水道課長 挙手]

議長（山本幹雄君） 森田上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 失礼いたします。  
通常でしたら、他会計につきましては、人事異動に伴う分は、6 月でやっておると思う  
んですけれども、水道事業会計の場合、その時には、事業間で泳ぐことができましたので、  
そこでは上げておりませんでした。このたび 12 月では、予算的な分で、増減が発生し  
ましたので、このたびの人事異動に伴う改定に伴いまして、合わせて一緒に補正 1 号とし  
て上げさせていただいております。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

[平岡君 挙手]

議長（山本幹雄君） 13 番、平岡君。

13 番（平岡きぬゑ君） いや、わからんのやけど。

特に内容的言うたらあれですけど、人事異動、6月に出すべきところを、今回出したというふうに、先ほど、会計間で調整ができたとか言われたので、ちょっと複雑な内容があるんですかね。ちょっと、わかりにくいので、その点、もう一度、説明お願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（山本幹雄君） 森田上下水道課長。

上下水道課長（森田善章君） 特段、複雑なものではなくって、人事異動によるものなんですけれども、何てお答え…、6月調整分を、このたび調整させていただいたというようにご理解いただいたらいいかなと思います。

議長（山本幹雄君） よろしいか。

はい、ほかないですか。

ほかにないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（山本幹雄君） ないようですので、これで本案についての討論を終結します。

これより議案第 118 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 118 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（山本幹雄君） 挙手、全員です。よって、議案第 118 号、平成 30 年度佐用町水道事業会計補正予算案（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。

---

議長（山本幹雄君） 以上をもって本日の日程は終了しました。

お諮りします。明日 12 月 15 日から 20 日まで本会議を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本幹雄君） 異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、12 月 21 日、金曜日午前 9 時 30 分より再開しますので、ご承知くださるようお願いします。

それでは、本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

---

午前 1 時 5 分 散会